

# 福岡市公報

令和2年8月3日 第6695号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○位置の指定をした道路の指定の取消し (第188号).....	1
○指定管理者の公募 (第189号).....	6
○指定管理者の公募 (第190号).....	8
○指定管理者の公募 (第191号).....	11
○指定管理者の公募 (第192号).....	14
○指定管理者の公募 (第193号).....	16
○指定管理者の公募 (第194号).....	19
○指定管理者の公募 (第195号).....	21
<b>水 道 局</b>	
○一般競争入札の実施 (公告第34号) .....	24
<b>交 通 局</b>	
○一般競争入札の実施 (公告第16号) .....	24
<b>正 誤</b>	
○令和2年6月8日付第6680号 (別冊) 中正誤.....	25

## 公 告

### 福岡市公告第188号

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき指定した道路に関し、平成31年3月29日、福岡市建築基準法施行細則第14条の2第1項第1号の規定により職権による取消しをしたので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

取消番号	指定の 年月日	位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)

第1号	昭和29年 3月16日	福岡市大字七隈字辻790番地	328.30	4.00
第2号	昭和29年 11月19日	福岡市大字柏原字上原田341番の15	242.00	4.00
第3号	昭和30年 12月21日	福岡市大字名島下新開	590.00	5.00～6.00
第4号	昭和31年 6月28日	福岡市大字住吉字口ノ坪	94.50	4.00
第5号	昭和32年 1月14日	福岡市大字名島字汐見2751	435.00	4.00～6.00
第6号	昭和32年 5月8日	福岡市伊崎浦177	170.81	4.00
第7号	昭和32年 6月11日	福岡市田島字蓮輪639の1	177.50	4.00
第8号	昭和32年 6月11日	福岡市姪の浜字津浜	125.00	4.00
第9号	昭和32年 6月11日	福岡市麦野トヲナシ147の5	661.00	4.00～6.00
第10号	昭和32年 7月15日	福岡市大字野間字柳河内436の26, 961 の90及び961の91	84.60	4.00
第11号	昭和32年 9月12日	福岡市大字三宅字フシタ362番1, 372 番及び385番	361.00	4.00～6.00
第12号	昭和32年 12月10日	福岡市屋形原字塚1246の6及び1246の 32	116.00	4.00
第13号	昭和33年 3月12日	福岡市大字原蟹ヶ島1230, 1231, 1232の 1及び1233の1	338.00	4.00
第14号	昭和33年 6月16日	福岡市春吉字西中洲889の4	75.40	4.00
第15号	昭和33年 10月13日	福岡市塩原木の坪859の2, 859の12, 861の1, 861の2, 861の3, 861の10及 び861の12	125.76	4.00
第16号	昭和33年 11月20日	福岡市高宮字広浦828の5及び847	592.20	4.00

第17号	昭和33年 11月20日	福岡市大字三宅字ナカタ514の1外	237.50	4.00～6.00
第18号	昭和33年 12月27日	福岡市大字名島字茅町1962番2並びに 字渡場1975番2, 1976番2, 1983番, 1984番及び1985番	144.70	6.00
第19号	昭和34年 1月29日	福岡市大字唐原字大新開772番の1, 772番の4, 772番の8, 772番の9, 772 番の10, 772番の11, 772番の12, 772番 の13, 772番の14, 772番の15, 772番の 16, 772番の17, 772番の18, 776番の1 及び777番の1, 字浜田864番の1, 866 番の2, 866番の3, 866番の4, 868番 の1, 869番の1, 871番の1, 872番の 1, 909番の1, 910番の3及び914番並 びに字向新開924番の1, 925番の1, 929番の1及び930番の1	1,611.90	4.00～5.00
第20号	昭和34年 9月1日	福岡市大字下長尾字小笹400番1, 400 番21, 400番22, 400番23及び400番26	249.00	6.00
第21号	昭和34年 9月1日	福岡市大字三宅字宇多町1013番, 1014 番及び1016番	119.46	4.00
第22号	昭和34年 12月14日	福岡市大字飯倉字唐木20番1, 20番 2, 21番及び22番4並びに大字干隈字 唐木359番1, 359番2, 360番, 361番, 362番, 363番1, 363番2, 364番1, 364番2, 365番, 366番, 367番1, 369 番1, 370番, 371番及び372番	820.80	4.50～8.00
第23号	昭和34年 12月14日	福岡市大字若久字新開165番4	275.50	4.00
第24号	昭和34年 12月14日	福岡市大字塩原字権現町696番2, 696 番4, 696番5, 697番2, 697番4, 697 番6及び697番7	57.70	4.00
第25号	昭和35年 7月19日	福岡市大字塩原字茅原1087番5, 1087 番6, 1087番9, 1089番13, 1089番16及 び1090番1	126.30	4.00

第26号	昭和35年 10月13日	福岡市大字塩原字ワキ754番の2及び 754番の3	102.00	4.00
第27号	昭和35年 10月13日	福岡市大字老司字池田171番の8, 171 番の9, 171番の10, 171番の11, 171番 の13, 171番の14及び181番の3	82.96	4.00
第28号	昭和35年 10月13日	福岡市大字田島字ケヨオ1276番の1, 1291番の1, 1291番の2, 1291番の3, 1433番の1及び1434番	273.00	4.00
第29号	昭和36年 2月1日	福岡市大字名島字内堀2439番及び2458 番並びに字城山2421番並びに字汐見 2752番	1,338.60	6.00~8.00
第30号	昭和36年 3月1日	福岡市大字屋形原字佛生田996番1, 996番5及び1008番1並びに字サカエ 1201番1, 1201番2, 1203番1, 1203番 2, 1203番3, 1203番4, 1203番5, 1204番7, 1209番3, 1210番, 1211番, 1213番, 1214番, 1216番, 1217番及び 1218番	987.00	4.50~6.00
第31号	昭和36年 3月1日	福岡市大字今宿町字免当原1216番5及 び1217番1	331.00	4.00~5.00
第32号	昭和36年 6月6日	福岡市大字三宅字宇多町1013番の2, 1014番の3及び1015番の2	116.00	4.00
第33号	昭和36年 7月1日	福岡市大字飯倉字山の後485番37	403.00	4.00~4.50
第34号	昭和36年 9月25日	福岡市大字田島字落合13番の1	693.60	4.00~5.60
第35号	昭和37年 2月20日	福岡市大字片江字西1258-1, 1258- 3, 1259-6及び1259-7	64.50	4.00
第36号	昭和37年 2月20日	福岡市大字田島1174-34及び1725-4	277.00	7.00
第37号	昭和37年 5月21日	福岡市大字名島字汐見2751の111	967.50	6.00
第38号	昭和37年 11月20日	福岡市今津字長浜4801-45, 4801- 46, 4801-47, 4801-48, 4801-50, 4801-54及び4804-5	96.00	4.00

第39号	昭和38年 2月25日	福岡市大字警弥郷字下前田753の2, 1143の2, 1144の2, 1145の6, 1147 の1, 1147の2, 1147の3, 1147の5, 1147の6, 1147の7, 1147の8, 1149の 1, 1150の1, 1151の1, 1151の2, 1153の1, 1153の4, 1154の1, 1154の 2, 1155の1, 1155の2, 1155の3, 1156の1, 1157の1, 1157の2, 1157の 3, 1160, 1160の1, 1161の1, 1162 の1, 1163の1, 1164, 1165, 1165の 1, 1166, 1167, 1168の2, 1169の3, 1169の4, 1170の1, 1170の2, 1171, 1172, 1174, 1175, 1176, 1178, 1179, 1179の2, 1180の2, 1181の2及び 1182の2	1,451.00	4.00～6.00
第40号	昭和38年 3月1日	福岡市大字干隈字唐木345の1, 360の 5, 367の5, 373, 375の2, 377の1, 378の1, 382, 383, 384, 388, 395の 6, 395の9, 396の6及び397の3	1,803.20	4.50
第41号	昭和38年 5月15日	福岡市大字松崎字大鼓田107の1, 107 の7, 107の13, 107の17, 107の21, 107 の22, 107の29及び107の31, 字神ノ木 55の50並びに字若宮田578	7,344.98	4.00～8.00
第42号	昭和38年 8月23日	福岡市大字香椎字早田509-2, 509- 3, 509-4, 518-2, 519-2及び521 -2	242.00	6.00
第43号	昭和38年 9月10日	福岡市大字今宿町免当原1216の1及び 1216の17	288.00	4.00～6.00
第44号	昭和39年 8月17日	福岡市大字原字古天神1253番地の1	104.89	4.00
第45号	昭和39年 8月21日	福岡市大字屋形原字ナガタ1191番地の 10, 1192番地の33及び1192番地の35	72.58	4.00
第46号	昭和39年 9月17日	福岡市大字片江字倉瀬戸109番地の4	814.00	4.20～6.80

第47号	昭和39年 10月9日	福岡市大字老司字牟田440番地の2及び441番地の4, 433番地の2, 434番地の2, 436番地の1, 442番地の2及び443番地の2の各一部, 字外内尺656番地の1, 656番地の2, 656番地の3, 656番地の13, 658番地の1, 658番地の6及び658番地の7の各一部並びに字栄の尾5番地, 9番地, 10番地及び16番地の8の各一部	803.00	4.00~6.00
第48号	昭和39年 12月3日	福岡市大字名島字滝ヶ浦2666番地, 字萩尾2726番地の1及び字岩名2648番地の1の各一部	2,801.50	4.00~6.00
第49号	昭和39年 12月18日	福岡市大字原字浮島440番地の1, 448番地の1, 450番地の9, 450番地の10, 450番地の11及び450番地の26	100.00	4.00
第50号	昭和39年 12月25日	福岡市福陵町二丁目13番5, 13番13, 13番18及び13番19	101.22	2.00~4.00

### 福岡市公告第189号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
香椎駅東自転車駐車場	東区香椎駅東一丁目
香椎駅南自転車駐車場	東区香椎駅前一丁目
香椎宮前駅自転車駐車場	東区千早五丁目
千早駅北自転車駐車場	東区千早四丁目
千早駅南自転車駐車場	

名島駅自転車駐車場	東区名島三丁目及び名島四丁目
西鉄香椎駅自転車駐車場	東区香椎駅前二丁目
箱崎駅高架下自転車駐車場	東区管松二丁目
福工大前駅東自転車駐車場	東区和白東三丁目

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
香椎駅東自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
香椎駅南自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
香椎宮前駅自転車駐車場	
千早駅北自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
千早駅南自転車駐車場	
名島駅自転車駐車場	名島三丁目については午前6時から翌日午前0時30分まで、名島四丁目については終日
西鉄香椎駅自転車駐車場	終日
箱崎駅高架下自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
福工大前駅東自転車駐車場	午前6時から午後10時まで

## (2) 休場日

なし

## (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

- (4) 駐車料の納入の手続  
徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。
- (5) 駐車料の減免の基準及び手続  
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の使用を制限するときの要件  
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限  
令和3年度 119,561千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
- 5 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
- 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
  - (1) 方法  
(2)に掲げる基準の適合審査
  - (2) 基準  
ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。  
イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。  
ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。  
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
  - (1) 方法  
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。
  - (2) 期間  
令和2年8月3日から同年9月3日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
  - (1) 受付期間



## ア 期間

令和2年8月24日から同年9月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

## イ 時間

午前9時30分から午後5時まで

## (2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

**福岡市公告第190号**

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
笹原駅東自転車駐車場	博多区諸岡五丁目
雑餉隈駅前自転車駐車場	博多区麦野六丁目
雑餉隈駅南自転車駐車場	博多区銀天町一丁目
竹下駅第1自転車駐車場	博多区竹下四丁目
竹下駅第2自転車駐車場	
竹下駅西口自転車駐車場	博多区竹下一丁目
竹下駅南自転車駐車場	博多区竹下四丁目
福岡空港駅自転車駐車場	博多区空港前三丁目
南福岡駅前自転車駐車場	博多区寿町二丁目
吉塚駅西口自転車駐車場	博多区吉塚本町
吉塚駅東口自転車駐車場	

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
笹原駅東自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
雑餉隈駅前自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
雑餉隈駅南自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
竹下駅第1自転車駐車場	終日
竹下駅第2自転車駐車場	
竹下駅西口自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
竹下駅南自転車駐車場	
福岡空港駅自転車駐車場	
南福岡駅前自転車駐車場	
吉塚駅西口自転車駐車場	
吉塚駅東口自転車駐車場	

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手續

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」とい

う。)を漏らさないようにするとともに、個人情報 を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

- (7) 利用者の使用を制限するときの要件  
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限  
令和3年度 140,115千円(議会の議決により額が変動する場合がある。)
- 5 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
- 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
  - (1) 方法  
(2)に掲げる基準の適合審査
  - (2) 基準
    - ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
    - イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
    - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
  - (1) 方法  
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。
  - (2) 期間  
令和2年8月3日から同年9月3日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
  - (1) 受付期間
    - ア 期間  
令和2年8月24日から同年9月3日まで(日曜日及び土曜日を除く。)
    - イ 時間  
午前9時30分から午後5時まで
  - (2) 提出先  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市役所(道路下水道局管理部自転車課)  
電話 092-711-4468

## 福岡市公告第191号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
音羽公園自転車駐車場	博多区博多駅南一丁目
祇園駅路上自転車駐車場	博多区祇園町及び冷泉町
出来町公園自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目
中比恵公園自転車駐車場	博多区博多駅東二丁目
人参公園自転車駐車場	博多区博多駅前四丁目
博多駅高架下南自転車駐車場	博多区博多駅中央街及び博多駅前四丁目
博多駅路上自転車駐車場	博多区博多駅中央街、博多駅前一丁目、博多駅東二丁目、博多駅東一丁目及び博多駅東二丁目
博多口自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目及び博多駅東二丁目
明治公園自転車駐車場	博多区博多駅前三丁目

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
音羽公園自転車駐車場	終日
祇園駅路上自転車駐車場	
出来町公園自転車駐車場	
中比恵公園自転車駐車場	
人參公園自転車駐車場	
博多駅高架下南自転車駐車場	
博多駅路上自転車駐車場	
博多口自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
明治公園自転車駐車場	

## (2) 休場日

なし

## (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

## (4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

## (5) 駐車料の減免の基準及び手續

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。

## (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

## (7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

## (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和3年度 82,466千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

## 5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

## 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

## (1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

## (2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

## (1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

## (2) 期間

令和2年8月3日から同年9月3日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

## (1) 受付期間

## ア 期間

令和2年8月24日から同年9月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

## イ 時間

午前9時30分から午後5時まで

## (2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

---

**福岡市公告第192号**

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

---

名 称	所 在 地
川端自転車駐車場	博多区下川端町
呉服町駅路上自転車駐車場	博多区上呉服町及び店屋町
清流公園自転車駐車場	博多区中洲一丁目，中洲四丁目及び中洲五丁目
中島公園自転車駐車場	博多区中洲中島町
中洲川端駅路上自転車駐車場	博多区上川端町及び中洲三丁目
冷泉公園自転車駐車場	博多区上川端町

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
川端自転車駐車場	終日
呉服町駅路上自転車駐車場	
清流公園自転車駐車場	
中島公園自転車駐車場	
中洲川端駅路上自転車駐車場	
冷泉公園自転車駐車場	

## (2) 休場日

なし

## (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

## (4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について，市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」とい

う。)に、徴収日の翌日(同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日)までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和3年度 35,051千円(議会の議決により額が変動する場合がある。)

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和2年8月3日から同年9月3日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年8月24日から同年9月3日まで(日曜日及び土曜日を除く。)



## イ 時間

午前9時30分から午後5時まで

## (2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

**福岡市公告第193号**

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
桜坂駅自転車駐車場	中央区桜坂一丁目
唐人町駅自転車駐車場	中央区荒戸三丁目
薬院駅北自転車駐車場	中央区渡辺通四丁目
薬院駅南自転車駐車場	中央区平尾一丁目
薬院大通駅自転車駐車場	中央区薬院四丁目
六本松駅自転車駐車場	中央区六本松二丁目

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

- (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
桜坂駅自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
唐人町駅自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
薬院駅北自転車駐車場	終日
薬院駅南自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
薬院大通駅自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
六本松駅自転車駐車場	

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手續

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和3年度 68,791千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減

が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和2年8月3日から同年9月3日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年8月24日から同年9月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

### 福岡市公告第194号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
天神自転車駐車場	中央区天神二丁目
天神中央公園自転車駐車場	中央区天神一丁目
天神ふれあい通り自転車駐車場	

天神南駅自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目
天神路上自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目, 天神一丁目, 天神二丁目, 天神三丁目, 天神四丁目, 天神五丁目, 大名二丁目及び舞鶴一丁目
長浜公園自転車駐車場	中央区舞鶴一丁目

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
天神自転車駐車場	終日
天神中央公園自転車駐車場	
天神ふれあい通り自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時30分まで
天神南駅自転車駐車場	
天神路上自転車駐車場	終日
長浜公園自転車駐車場	

## (2) 休場日

なし

## (3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

## (4) 駐車料の納入の手續

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

## (5) 駐車料の減免の基準及び手續

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手續によること。

- 
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
  - (7) 利用者の使用を制限するときの要件  
条例第11条等に定める要件
  - (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限  
令和3年度 90,998千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
  - 5 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
  - 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
    - (1) 方法  
(2)に掲げる基準の適合審査
    - (2) 基準
      - ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
      - イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
      - ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
      - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
  - 7 詳細は、募集要項による。
  - 8 募集要項を次のとおり配布する。
    - (1) 方法  
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。
    - (2) 期間  
令和2年8月3日から同年9月3日まで
  - 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
    - (1) 受付期間
      - ア 期間  
令和2年8月24日から同年9月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
      - イ 時間  
午前9時30分から午後5時まで
    - (2) 提出先  
福岡市中央区天神一丁目8番1号
-

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

**福岡市公告第195号**

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の自転車駐車場について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
今宿駅西自転車駐車場	西区今宿一丁目
九大学研都市駅西自転車駐車場	西区北原一丁目
九大学研都市駅東自転車駐車場	西区西都一丁目
周船寺駅前自転車駐車場	西区周船寺二丁目
姪浜駅高架下東自転車駐車場	西区姪の浜四丁目
姪浜駅高架下西自転車駐車場	西区姪の浜五丁目

## 2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

## (1) 開場時間

名 称	開 場 時 間
今宿駅西自転車駐車場	
九大学研都市駅西自転車駐車場	

九大学研都市駅東自転車駐車場	午前6時から翌日午前0時45分まで
周船寺駅前自転車駐車場	
姪浜駅高架下東自転車駐車場	
姪浜駅高架下西自転車駐車場	

- (2) 休場日  
なし
- (3) 駐車料の徴収  
条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。
- (4) 駐車料の納入の手続  
徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。
- (5) 駐車料の減免の基準及び手続  
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い  
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の使用を制限するときの要件  
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限  
令和3年度 132,896千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）
- 5 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
- 6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法  
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和2年8月3日から同年9月3日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年8月24日から同年9月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

水 道 局

福岡市水道局公告第34号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管1種A	東区大字勝馬地内配水管布設工事	
	東区土井4丁目地内配水管布設工事	
	博多区那珂4丁目地内No.2配水管布設工事	
	中央区笹丘1,2丁目地内配水管布設工事	
	早良区藤崎1丁目地内配水管布設工事	



- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
  - (1) 配布方法
 

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>  
 福岡市契約情報ホームページ(入札・契約情報) > 入札情報サービスシステム (PPI)
  - (2) 期間
 

この公告の日から令和2年8月11日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間
 

午前6時から午後10時まで

---

交 通 局

---

## 福岡市交通局公告第16号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和2年8月3日

福岡市交通事業管理者 重 光 知 明

## 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木A 又はB	令和2年度軌道保守工事(その2)	
	令和2年度空港・箱崎線レール削正工事	
電気A又は B	令和2年度地下鉄高圧配電線路保守工事	
電気B	令和2年度福岡空港駅分電盤改良工事	
	令和2年度東比恵駅分電盤改良工事	
防水	橋本車両基地工場棟西側屋上防水改修工事	
	橋本車両基地工場棟東側屋上防水改修工事	
機械	博多駅筑紫口エスカレーター設置設備工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
  - (1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

福岡市契約情報ホームページ(入札・契約情報) > 入札情報サービスシステム (PPI)

(2) 期間

この公告の日から令和2年8月11日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
令和2年 6月8日	第6680号 (別冊)	25	上から 1行目	誤	福岡市早良区野芥一丁目896 番1及び896番11
				正	福岡市早良区野芥一丁目896 番1, 896番11及び896番16